

組合会報告

(理事専決処分報告、組合規約改正、令和6年度 事業計画・予算 他)

開催日 令和6年3月6日 於 弁護士会館2階講堂 フレオA

国民健康保険法第二十七条により、規約の改正、借入金の借入及びその方法等については組合会の議決を経て都知事の認可が必要であり、収入支出予算、決算は組合会の議決を経て、都知事に届け出ることと定められています。

本組合では令和6年3月6日開催の組合会において、理事専決処分による規約改正等報告、組合規約改正、令和6年度事業計画、令和6年度歳入歳出予算並びに予算に関連して議決を求める事項及び令和6年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画等について慎重審議、可決成立し、都知事に認可申請を行い認可を受け、所要の届出を致しました。

理事専決処分報告

国民健康保険法第二十五条の規定により、下記事項について理事専決処分したので、同条第3項の規定により報告しました。



1. 東京都弁護士国民健康保険組合規約改正について

(1) 地区拡大に係る規約改正

組合の地区を規定する第三条について、現に加入している組合員が住所を第三条に規定する地区外である市町村(宮城県仙台市、岐阜県岐阜市、山梨県甲府市、宮崎県宮崎市及び群馬県吾妻郡嬬恋村)に転居したため、この市町村を規約第三条に定める地区に加える規約改正を行い認可されました(前回組合会(令和5年7月18日開催)に認可申請中として報告、宮城県仙台市及び岐阜県岐阜市は同年8月9日付、山梨県甲府市及び宮崎県宮崎市は同年8月10日付にて、群馬県吾妻郡嬬恋村は同年9月26日付にて認可されました。以下①②③④)。その後、山梨県南都留郡山中湖村及び長野県茅野市に転居された組合員より届出があり、令和5年11月14日地区拡大の規約改正を議決、令和6年1月30日認可されました(以下⑤)。また、静岡県藤枝市及び兵庫県尼崎市に転居された組合員より届出があり令和6年1月18日議決、認可申請中です(以下⑥)。

- ・ 従 来：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道札幌市、福島県(会津若松市及び郡山市)、茨城県(水戸市、土浦市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市及び神栖市)、栃木県(宇都宮市、足利市、小山市及び那須塩原市)、群馬県(前橋市、高崎市及び館林市)、新潟県(新潟市、長岡市及び南魚沼市)、富山県富山市、山梨県(大月市及び北杜市)、長野県(佐久市、北佐久郡軽井沢町及び下高井郡山ノ内町)、岐阜県(羽島市及び各務原市)、静岡県(静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士市、裾野市、田方郡函南町、駿東郡清水町及び長泉町)、愛知県(名古屋市、豊川市、刈谷市及び知多市)、三重県津市、滋賀県草津市、京都府京都市、大阪府(大阪市、堺市、豊中市及び茨木市)、兵庫県(神戸市及び西宮市)、奈良県(大和郡山市及び生駒郡安堵町)、広島県(広島市及び福山市)、山口県山口市、福岡県(北九州市及び福岡市)、熊本県熊本市及び沖縄県島尻郡与那原町

- ・ 改正後：①「宮城県仙台市」「岐阜県岐阜市」を追加
(令和5年3月29日理事会議決、同年8月9日認可)
②「山梨県甲府市」を追加(令和5年5月9日理事会議決、同年8月10日認可)
③「宮崎県宮崎市」を追加(令和5年5月25日理事会議決、同年8月10日認可)
④「群馬県吾妻郡嬬恋村」を追加(令和5年7月2日理事会議決、同年9月26日認可)
⑤「山梨県南都留郡山中湖村」「長野県茅野市」を追加
(令和5年11月14日理事会議決、令和6年1月30日認可)
⑥「静岡県藤枝市」「兵庫県尼崎市」を追加(令和6年1月18日理事会議決、認可申請中)

(2) 組合の所在地変更(令和5年11月10日理事会議決、同年12月25日施行)

改正後(組合の事務所の所在地を規定する第二条について、令和五年十二月二十五日より事務所を移転するため、規約第二条に定める事務所の所在地を変更する規約改正。)

(事務所の所在地)

第二条 組合は主たる事務所を東京都港区虎ノ門五丁目1番5号メトロシティ神谷町7階に置く。

附則(令和五年十一月十日改正)

1. この規約は令和五年十二月二十五日より施行する。

(3)産前産後期間相当分の保険料軽減に係る規約改正(令和5年12月6日理事会議決、同年12月14日認可)

改正後(国民健康保険組合における産前産後期間相当分の保険料軽減措置の導入のため、(産前産後期間相当分の保険料軽減)として、第二十三条の二を加える規約改正。)

(産前産後期間相当分の保険料軽減)

第二十三条の二 組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定日(出産日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を軽減する。

附則(令和五年十二月六日改正)

1. この規約は、令和六年一月一日から施行する。
2. 規約第二十三条の二による保険料の軽減は、令和六年一月分保険料から対象とする。

2. 理事専決処分による令和5年度予算補正

令和5年度において、①産前産後保険料軽減措置実施に伴い保険料減額及び国庫支出金増額の予算補正、②組合事務局移転のため、関係する一般管理費について不足が生じることから、歳出の一般管理費増額及び予備費減額の予算補正。

令和5年度東京都弁護士国民健康保険組合歳入歳出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項

令和5年度東京都弁護士国民健康保険組合歳入歳出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。**(第1表)令和5年度歳入歳出予算補正**

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		10,286,790	▲ 7,018	10,279,772
	1 保険料	10,286,790	▲ 7,018	10,279,772
2 国庫支出金		1,668,067	7,018	1,675,085
	2 国庫補助金	1,644,702	7,018	1,651,720
補正されなかった款項に係る額		1,907,157		1,907,157
歳入合計		13,862,014	0	13,862,014

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		380,220	32,308	412,528
	1 総務管理費	380,220	32,308	412,528
12 予備費		667,778	▲ 32,308	635,470
	1 予備費	667,778	▲ 32,308	635,470
補正されなかった款項に係る額		12,814,016		12,814,016
歳出合計		13,862,014	0	13,862,014



(参考)国民健康保険法第二十五条

(理事の専決処分)

第二十五条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。

- 2 組合会において議決すべき事項に関し臨時急施を要する場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その議決すべき事項を処分することができる。
- 3 前2項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。

組合規約改正

改正内容

1. 保険料賦課額を規定する第十五条について、保険給付費等の増加に対応して改正する。

(改正後)	(現行)
(保険料賦課額) 第十五条 組合員は、保険料として第一号並びに第二号のいずれかの額と、第三号に掲げる額との合算額を毎月組合に納付しなければならない。 一 弁護士である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。） <u>二四,五〇〇円</u> ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） <u>五,三〇〇円</u> ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） <u>五,七〇〇円</u> 二 従業員である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 <u>二四,五〇〇円</u> ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>五,三〇〇円</u> ハ 介護納付金賦課額 <u>五,七〇〇円</u> 三 組合員の世帯に属する被保険者については、一人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 <u>七,四〇〇円</u> ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>五,三〇〇円</u> ハ 介護納付金賦課額 <u>五,七〇〇円</u>	(保険料賦課額) 第十五条 組合員は、保険料として第一号並びに第二号のいずれかの額と、第三号に掲げる額との合算額を毎月組合に納付しなければならない。 一 弁護士である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。） <u>二四,七〇〇円</u> ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） <u>五,一〇〇円</u> ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） <u>五,六〇〇円</u> 二 従業員である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 <u>二四,七〇〇円</u> ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>五,一〇〇円</u> ハ 介護納付金賦課額 <u>五,六〇〇円</u> 三 組合員の世帯に属する被保険者については、一人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 <u>七,六〇〇円</u> ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>五,一〇〇円</u> ハ 介護納付金賦課額 <u>五,六〇〇円</u>

附則(令和六年三月六日)

- この規約は令和六年四月一日から施行する。
- この規約による改正後の第十五条の規定は、令和六年度以後の保険料について適用し、令和五年度以前の保険料については、なお従前の例による。

令和6年度 事業計画

1. 基本方針

東京都弁護士国民健康保険組合の令和6年度事業につきましては、医療保険制度の一翼を担う国民健康保険組合として、引き続き着実に業務を執行してまいります。

令和6年度国民健康保険料額算定は、被保険者が受診した医療費支払について医療の高度化・高額化、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の様々な感染症に係る受診の増加等により「療養の給付・高額療養費」の増加傾向が継続しております。また、高齢者・介護関係の拠出金等も着実に増加しております。国庫補助金については、令和6年度より前期高齢者の財政調整における報酬調整の導入により、負担能力に応じた負担の観点から、国保組合の特定被保険者(健康保険の適用除外承認を受けて国保組合に加入する組合員がいる世帯の被保険者)については、本来被用者保険に加入すべき者であることから、補助割合の見直しが行われます。具体的には、療養給付費の特定被保険者に係る前期高齢被保険者のうち1/3の補助率が段階的に減額(R5(補助率13%)→R6(6.5%)→R7(0%))されることが予定されております。今後の補助金削減の動向を注視してまいります。

このような大変厳しい状況ですが、繰越金を活用し、全被保険者に負担いただく令和6年度基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額の合計国民健康保険料月額3年ぶりに据え置きます。なお、40歳から64歳の被保険者に賦課される介護納付金賦課額は単年度収支均衡の賦課となるため月額100円増額となります。

令和6年度事業について、①「マイナンバーカードと被保険者証の一体化による従来の被保険者証廃止」が令和6年12月2日施行と決定されました。この日以降は、従来の被保険者証は交付できなくなりますが、経過措置を受け、本組合では令和6年4月更新の被保険者証の有効期限を令和7年12月1日としました。令和6年12月1日までに交付する被保険者証についても、令和7年12月1日の有効期限まで継続して利用できる対応と致しました。令和6年12月2日の施行日以降届出の加入者、住所変更者等については、被保険者証にかわり「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を交付することとなります(マイナンバーカードと被保険者証を紐づけている方には「資格情報のお知らせ」を、紐づけていない方には「資格確認書」を交付)。このことから、令和6年12月2日以降は、同一世帯の中で、従来の被保険者証と新たな「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が混在する場合があります。有効期限の令和7年12月1日の被保険者証を所持されている方には、期限の直前に「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を交付することを予定しております。このような複雑な事務作業となりますが、円滑な実施に向けてシステム改修を行い適切に対応してまいります。②令和4年10月から、「健康保険・厚生年金保険」の適用業種拡大(個人事業所で5人以上雇用している弁護士等士業への拡大)が開始されたことにより、組合員全員(家族の弁護士・従業員を含む)の資格調査を令和6年1月に発送しており、この確認作業及び調査完了に向け万全を期してまいります。厚生労働省及び認可庁より、適正な資格の適用、健全な事業運営、国庫補助金補助率算定のための重要な調査となり、同様の調査を今後2～3年に1回、継続的に実施することが必要です。継続的なご協力をお願いする次第です。③加入者の負担軽減となる令和4年度より開始の未就学児世帯支援金、令和5年度から開始の産前産後保険料軽減については、引き続き適正に運用してまいります。④令和6年度から令和11年度までの6年間の「第三期データヘルス計画」の策定を行い、「特定健康診査の受診促進」「特定保健指導の利用促進によるメタボリックシンドローム改善」「生活習慣病のハイリスク者に対する医療機関受診勧奨継続による重症化予防」「後発医薬品の利用促進」等を行うことで、被保険者の健康の保持・増進、生活の質(QOL)の維持及び向上を図ってまいります。⑤令和8年から実施予定の少子化対策に係る支援金への対応準備の情報収集。

以上のとおり国民健康保険組合を巡る情勢は、様々な制度改正に的確に対応し適正な運営を行う必要があります。

引き続き、加入いただいている組合員及びご家族の負託に応え、適正、効率的な事業運営に徹して、本組合の基盤を強固なものにしてまいります。組合員の皆さまのなお一層のご理解ご協力をお願いする次第です。

2. 被保険者数

組合員	18,294名(令和5年度見込0.5%減)	計 被保険者数 36,005名
家族	17,711名(令和5年度見込0.5%減)	

●給付割合別被保険者数

未就学児被保険者
(8割給付) **3,605名**高齢上位所得被保険者
(70歳以上、7割給付) **950名**

一般被保険者(小学校入学～69歳) 31,076名	高齢一般被保険者 (70歳以上、8割給付) 374名
----------------------------------	--------------------------------------

介護保険第2号被保険者(40歳～64歳の被保険者)	15,413名
組合特定被保険者(医療費に対する国庫補助が 旧政府管掌健康保険並となる被保険者)	5,149名

3. 国民健康保険料

保険給付費等の増高に対応し、組合員・家族ともに基礎賦課額月額200円減、後期高齢者支援金等賦課額月額200円増、介護納付金賦課額100円増とする。

令和6年度国民健康保険料

- 介護納付金賦課被保険者(40歳から64歳の被保険者)でない組合員及び家族
(①と②の合算額、据え置き)

組合員 月額29,800円 家族一人につき 月額12,700円

①基礎賦課額	組合員 家族一人につき	月額 24,500円 月額 7,400円
②後期高齢者支援金等賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額 5,300円

- 介護納付金賦課被保険者(40歳から64歳の被保険者)である組合員及び家族
(①、②及び③の合算額、月額、組合員・家族ともに100円増額)

組合員 月額35,500円 家族一人につき 月額18,400円

①基礎賦課額	組合員 家族一人につき	月額 24,500円 月額 7,400円
②後期高齢者支援金等賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額 5,300円
③介護納付金賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額 5,700円

◎未就学児世帯支援金

令和4年度・5年度同様に令和6年11月30日時点で未就学児である被保険者が属する世帯のうち、令和7年1月1日に被保険者資格のある組合員に対し、令和6年度第4期(令和7年1月～3月分)保険料より未就学児1名につき12,000円を控除して請求します。

◎産前産後保険料の減免

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4ヶ月間(多胎妊娠の場合は6ヶ月間))の保険料の免除を令和6年1月より開始。

4. 保険給付

被保険者の疾病及び負傷について、次の療養の給付を行う(国保法第三十六条第1項)

- ①診療
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③処置、手術その他の治療
- ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

5. 出産育児一時金・葬祭費

- ①出産育児一時金 488,000円(令和5年3月末までの出産については408,000円)

(ただし、産科医療補償制度加入機関での出産の場合は500,000円(令和5年3月までの出産は420,000円))

②葬祭費 70,000円

6. 運 営

- ①組合会 通常組合会 1 回 臨時組合会 1 回
- ②理事会 必要の都度随時開催、その他小委員会随時開催
- ③監事監査 月次監査6回、年次監査 1 回

7. 法令遵守(コンプライアンス)体制の整備

平成23年4月より法令遵守(コンプライアンス)担当理事を定め、理事長を補佐し、法令遵守(コンプライアンス)に関する組合業務を行っており、法令遵守(コンプライアンス)体制の令和6年度実践計画を策定し、組合会の承認を得て実行する。

8. 保健事業

- ①40歳から74歳の被保険者を対象とする特定健康診査、特定保健指導の実施
- ②東京三弁護士会と共催の生活習慣病健診(春季)の実施(郵便による大腸がん検診の同時実施)
- ③東京三弁護士会と共催の定期健康診断(秋季)の実施
- ④女性のための乳がん・子宮がん検診等の実施
「こころとからだの元氣プラザ」においては通年、各地域での医療機関での受診となる「ネットワーク受診」については、4月初旬から翌年3月末まで(一部医療機関は実施不可期間あり)。
- ⑤人間ドックのあっせん
人間ドック4機関をあっせん。通常料金より割引料金にて受診。
- ⑥人間ドック・ネットワーク受診
地域の契約された医療機関で受診できるネットワーク受診(当組合の主要な地区の範囲内に約700機関)の実施。
- ⑦生活習慣病健診・ネットワーク受診
地域の契約された医療機関で受診できるネットワーク受診(当組合の主要な地区の範囲内に約700機関)の実施。
- ⑧生活習慣病健診・巡回・集団健診
令和7年1月～3月において、健診団体が主催する関東地域約30か所、のべ約60日間程度実施予定の巡回健診での実施(健診団体は春季健診と同団体)。
- ⑨生活習慣病の重症化予防
特定健康診査の検査結果から、公益社団法人国民健康保険中央会が提供しているKDBシステムの判定基準に基づき、受診勧奨判定値のうち、重症度の高いレベルに該当し、高血圧症・糖尿病・脂質異常症について早めに医療機関での受診が必要であるが、受診の確認がとれない方へ、「医療機関受診のご案内」を送付。また、その後の受診状況を確認する。
- ⑩メンタルヘルスカウンセリング
メンタルヘルスカウンセリング(面接・電話・web)の実施。
- ⑪歯科医師による歯科カウンセリング(相談)の実施(年間10回)
- ⑫医療費通知の実施(年間版を令和7年2月送付)
- ⑬後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知の実施(年間2回)
- ⑭柔道整復療養費の患者調査
多部位負傷、長期継続及び頻回傾向の施術の申請書について患者調査を行う。(毎月)
- ⑮出産祝品の贈呈
- ⑯無受診世帯の表彰
- ⑰「東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム」による利用補助事業
- ⑱スポーツクラブの紹介
- ⑲第三期データヘルス計画に基づく保健事業の推進
国の方針を受け、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第三期データヘルス計画」の策定を行い、「特定健康診査の受診促進」「特定保健指導の利用促進によるメタボリックシンドローム改善」「生活習慣病のハイリスク者に対する医療機関受診勧奨継続による重症化予防」「後発医薬品の利用促進」等を行うことで、被保

険者の健康の保持・増進、生活の質(QOL)の維持及び向上を図る。この取り組みにより、結果として医療費の減少につながることが考えられる。

⑩ネットワーク受診による「歯科健診」

地域の契約された歯科医院で受診できるネットワーク受診(当組合の主要な地区の範囲内に約150機関)の実施。

9. 事務の合理化・システム改修及びレセプト資格確認・内容点検

コンピュータを活用し事務合理化を図り、制度改正及びマイナンバー制度等により複雑化する国保事務についての確に対応する。令和3年10月開始されたマイナンバーを活用したオンライン資格確認対応について引き続き適正な運用を行う。また、令和6年度においては、システム機器更改に係る改修及びデータ移行作業、公金口座対応システム開発、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に係るシステム開発、社会保障・税番号制度データ標準レイアウト改版に係る改修その他機能強化等のシステム改修を必要に応じて行う。また、少子化財源確保のために医療保険料に上乗せする新たな「支援金制度」が設けられることが報道されており、適切に対応する。

レセプト点検については、次のとおり、資格確認の確実な実施、内容点検を強化し、医療費の適正化に努める。

- ①レセプトの資格確認の確実な実施及び内容点検を強化し実施
- ②レセプト点検の委託による財政効果の向上及び職員の研修会等への参加

10. 趣旨普及、広報活動の積極的展開

- ①組合報の発行
- ②制度改正、令和7年度予算・保険料等についての広報
- ③口座振替推進の広報
- ④歯科カウンセリングの広報
- ⑤介護第2号被保険者対象者(40歳到達者)への保険料の広報
- ⑥新規後期高齢者到達者への広報
- ⑦ウェブサイトの安定的運用、最新情報等の随時提供
- ⑧被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄に係るリーフレットを新規加入者に配布
- ⑨ジェネリック医薬品希望シールを保険証一括更新時に全組合員に、新規加入者には保険証発送時に配布

11. マイナンバーカードと被保険者証の一体化による従来の被保険者証廃止(令和6年12月2日施行)に対する対応

マイナンバーカードと被保険者証の一体化による従来の被保険者証廃止は、令和6年12月2日施行とされた。これ以降は、従来の被保険者証は交付できなくなるが、経過措置を受け、令和6年4月更新の被保険者証の有効期限を令和7年12月1日とした。令和6年12月1日までに交付する被保険者証についても、令和7年12月1日の有効期限まで継続して利用できる。

しかし、令和6年12月2日の施行日以降届出の加入者、住所変更者等については、被保険者証にかわり「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を交付することとなる(マイナンバーカードと被保険者証を紐づけている方には「資格情報のお知らせ」を、紐づけていない方には「資格確認書」を交付)。

このことから、令和6年12月2日以降は、同一世帯の中で、従来の被保険者証と新たな「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が混在する場合がある。従来の被保険者証を、有効期限の令和7年12月1日まで所持されている方には、有効期限の直前に「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を交付する。

この円滑な実施に向けてシステム改修を行い適切に対応する。また、詳細は、当組合ウェブサイト、組合報等で適宜広報する。

12. 令和5年度実施の資格調査の確認作業の継続

○組合員全員の資格調査(調査対象は組合員全員と家族の弁護士・従業員)

「資格確認調査」は、厚生労働省及び認可庁より、適正な資格の適用を図り、健全な事業運営を行うため、客観的な証拠書類により、定期的に(2～3年に1回程度)組合員の資格確認(家族の弁護士・従業員を含む)を実施するよう指導されており、国民健康保険法第113条に基づく文書の提出等に位置付けられている。令和5年度調査は、令和4年10月からの労働者性があり、使用関係が常用的な弁護士と従業員をあわせて5人以上の士業の個人事務所が社会保険(健康保険及び厚生年金保険)の強制適用事業所となったことから、この制度変更に対応し

た調査が必要となり、令和6年1月に対象被保険者に「資格調査のご案内」を送付し、回答が提出されている。令和6年度において、引き続き確認作業、未提出者への届出勧奨を行い、調査完了に向け万全を期していく。

13. 少子化対策に係る支援金への対応準備(令和8年から実施予定)

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)は、少子化が我が国の直面する最大の危機であり令和12(2030)年までがこれを食い止めるラストチャンスであるとの認識の下、3.6兆円にも及ぶ「加速化プラン」を実現することによって、これまでにない抜本的な政策強化を図るとされている。

医療保険者が支援金の徴収をする点については、「我が国の社会保険制度は、拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっている中で、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることは、すべての国民と全経済主体にとって極めて重要な受益を持つのみならず、医療保険制度を含む社会保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に係る重要な受益が見込まれる。また、医療保険制度に新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、実効性ある少子化対策を実現することは、制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながる」、「支援金の充当対象事業を実施することによってこどもの育成環境の改善・整備等が図られることは、心身の健康の維持・向上にもつながると期待され、このことは各医療保険者にとっても重要。」などとしている。

財源は、「加速度プラン」の実施が完了する令和10(2028)年までに3.6兆円程度を確保するとし、支援金については、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8(2026)年度から段階的に令和10(2028)年度にかけて支援金制度を構築することとし、令和10(2028)年度に1.0兆円程度の確保を図るとしている。

動向に注視し、適宜対応することとする。

14. 国庫補助金の見直し(減額)に対応(令和6年度から実施予定)

令和6年4月から、前期高齢者の財政調整における報酬調整の導入により、負担能力に応じた負担の観点から、被用者保険では、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、「報酬水準に応じた調整(1/3報酬調整)」を導入することとなりました。これにあわせ、国保組合の特定被保険者(健康保険の適用除外承認を受けて国保組合に加入する組合員がいる世帯の被保険者)については、本来被用者保険に加入すべき者であることから、補助割合の見直しが行われる。具体的には、療養給付費の特定被保険者に係る前期高齢被保険者のうち1/3の補助率が見直される(R5(補助率13%)→R6(6.5%)→R7(0%))こととなるので、これに対応して予算編成を行う。

令和6年度 歳入歳出予算並びに予算に関連して議決を求める事項

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13,838,365千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(借入金)

第2条 国民健康保険法第二十七条第1項第二号の規定による借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法は「第2表借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法」による。

(重要財産の処分)

第3条 国民健康保険法第二十七条1項六号の規定による準備金その他重要な財産の処分は「第3表重要財産の処分」による。

(規約による議決事項)

組合規約第二十九条に規定する組合会の議決を経なければならないと定めた事項のうち、予算に関連する事項は、「第4表規約第二十九条第1項に規定する(特別積立金の繰替使用)事項」による。

(歳入歳出予算の流用)

第4条 歳出予算の同一款内での各項の金額の流用できる場合は次のとおりとする。

保険給付費に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(第1表) 令和6年度歳入歳出予算表

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減
1 保険料	1 保険料	10,181,035	10,286,790	▲ 105,755
2 国庫支出金		1,713,541	1,668,067	45,474
	1 国庫負担金	23,756	23,365	391
	2 国庫補助金	1,689,785	1,644,702	45,083
3 出産育児交付金	1 出産育児交付金	4,936		4,936
4 都支出金	1 都補助金	168,029	169,005	▲ 976
5 共同事業交付金	1 共同事業交付金	490,958	449,826	41,132
6 財産収入	1 財産運用収入	922	824	98
7 寄附金	1 寄附金	1	1	0
8 繰入金		77,818	3	77,815
	1 準備金繰入金	1	1	0
	2 特別積立金繰入金	1	1	0
	3 退職積立金繰入金	77,816	1	77,815
9 繰越金	1 繰越金	1,185,410	1,247,772	▲ 62,362
10 諸収入		15,715	14,764	951
	1 加算金延滞金及過怠金	3	3	0
	2 預金利子	500	500	0
	3 雑入	15,212	14,261	951
歳入合計		13,838,365	13,837,052	1,313

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減
1 組合会費	1 組合会費	1,820	1,820	0
2 総務費	1 総務管理費	455,185	366,650	88,535
3 保険給付費		7,019,683	6,882,120	137,563
	1 療養諸費	6,395,098	6,212,915	182,183
	2 高額療養費	420,500	420,500	0
	3 移送費	500	500	0
	4 出産育児諸費	200,084	243,705	▲ 43,621
	5 葬祭諸費	3,500	3,500	0
	6 傷病手当金	1	1,000	▲ 999
4 後期高齢者支援金等	1 後期高齢者支援金等	2,545,468	2,484,203	61,265
5 前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金等	1,628,052	1,635,952	▲ 7,900
6 介護納付金	1 介護納付金	1,184,129	1,154,540	29,589
7 流行初期医療確保拠出金等	1 流行初期医療確保拠出金等	2		2
8 共同事業拠出金等	1 共同事業拠出金	492,442	450,960	41,482
9 保健事業費		167,096	180,544	▲ 13,448
	1 特定健康診査等事業費	61,110	74,558	▲ 13,448
	2 保健事業費	105,986	105,986	0
10 積立金	1 積立金	922	824	98
11 組合債費	1 組合債費	1	1	0
12 諸支出金		8,051	8,052	▲ 1
	1 償還金及利息	8,000	8,001	▲ 1
	2 延滞金	1	1	0
	3 諸支出金	50	50	0
13 予備費	1 予備費	335,514	671,386	▲ 335,872
歳出合計		13,838,365	13,837,052	1,313

(第2表)借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

借入金の種類	一時借入金
借入金の目的	保険給付費の支払い財源の不足のとき
借入方法及び借入先	約定による融資、普通銀行
借入期間	当該会計年度内
借入金額	500,000千円
借入利率	普通銀行利率
償還方法	国及び都支出金及び保険料の納入を受けた中から償還する。

(第3表)重要財産の処分

財産の種類、名称	退職積立金
処分の理由	職員退職金の財源とするため
処分の期限、方法等	当該会計年度内、積立金会計「退職積立金」の一部を取り崩し、一般会計「(款)繰入金(項)退職積立金繰入金」に繰入を行う
処分の時期	東京都知事から認可を受けた日以降、理事長の定めた日
処分金額	77,816千円

(第4表)規約第二十九条第1項に規定する特別積立金の繰替使用

事 項	特別積立金の繰替使用
使用の時期	保険給付費の支払い財源の不足のとき
戻入の時期	当該会計年度内
使用の理由	保険給付費の支払い財源の不足
使用限度額	300,000千円

令和6年度 法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画

東京都弁護士国民健康保険組合法令遵守体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和6年度の実践計画を次のとおり策定。

1. 冊子の作成

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守(コンプライアンス)のための組織体制などを網羅した冊子を作成し、この冊子を全ての役職員に配布する。

2. 法令遵守に関する指導・研修

- ①不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。
- ②組合報・ホームページにより法令遵守の周知を行う。
- ③役職員を対象とした法令遵守を徹底するための研修を実施する。

3. 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一業務に従事させないように、人事ローテーションを実施するとともに、財務規程に基づく業務は、複数の職員により執行させるものとする。

4. 法令遵守関連情報の組織的な把握等

- ①役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は、速やかに法令遵守担当理事に報告するとともに適切に対応することとする。
- ②役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事に速やかに報告するものとする。
- ③法令遵守担当理事は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員もしくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告するものとする。
- ④理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5. 不祥事故への対応体制

- ①役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。
- ②法令遵守担当理事は、報告を受けた事項について、調査の上、理事会に報告するものとする。
- ③理事長は、法令等に従い、東京都への報告等適切な措置を速やかにとるものとする。

6. 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。